

(表)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

		部課等名 保健所衛生課	番号 4 9
許 認 可 等 の 内 容		薬局製造販売医薬品製造販売業の許可の更新	
根拠法令及び条項		医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第12条第4項	
審 査 基 準	関 係 条 項	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第12条の2第2項 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第80条第7項 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第74条の4	
	基 準 (未設定の場合は その理由)	別紙のとおり (茅ヶ崎市薬局等許可審査基準及び指導基準 第4)	
	参 考 事 項	薬局製造販売医薬品の取扱いについて (平成17年3月25薬食審査発第0325009号)	
	設定等年月日	平成29年 4月 1日設定 (令和6年12月12日最終変更)	
標 準 処 理 期 間	標準処理期間 (未設定の場合は その理由)	総日数 8日 (休日は含まない。)	
	設定等年月日	平成29年 4月 1日設定 (年 月 日最終変更)	